

一部改正 平成22年3月26日付け21統計第1027号
一部改正 平成24年2月9日付け23統計第1153号
一部改正 平成24年10月1日付け24統計第696号

水稻の作柄に関する委員会開催要領

1 趣 旨

水稻の作柄等について広く一般に正確な情報を提供する観点から、温暖化などの気候変化や稲作栽培技術の動向が水稻生産に与える影響及び毎年 of 気象推移等が当該年の作柄に与える影響等について専門的見地から意見を聴くため、学識経験者等で構成する水稻の作柄に関する委員会（以下「委員会」という。）を開催し、水稻10a当たり平年収量（以下「平年収量」という。）の適正な設定や水稻収穫量調査等の的確な実施に資する。

2 構成及び運営

委員会の構成及び運営は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、学識経験者等をもって構成する。
- (2) 委員会の座長は、委員の中から互選により選任する。座長は、座長代理を指名することができる。
- (3) 委員会は、大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）が招集する。
- (4) 委員会は、原則、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な議論に著しい支障を及ぼす恐れがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらす恐れがある場合には、非公開とすることができる。
- (5) 委員会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事概要を作成し公表する。
- (6) 委員会の事務局は、生産流通消費統計課に置く。

3 委員会の任務

委員会は、次に掲げる事項について統計部長に意見を述べるものとする。

- (1) 平年収量に関する事項
 - ア 温暖化などの気候変化や稲作栽培技術の動向等からみた平年収量への影響の評価に関する事項
 - イ その他
- (2) 当該年産の水稻の作柄に関する事項
 - ア 毎年 of 気象推移・予報等からみた作柄への影響の評価に関する事項
 - イ 水稻の生産や流通に係る周辺事情その他の関連する事項
 - ウ 次期水稻収穫量調査等に向けて留意すべき事項
 - エ その他

4 委員会の開催

委員会は、毎年、次に掲げる時期に開催する。

- (1) 3の(1)に係る事項については、当該年産の品種動向などの生産事情が把握可能で、かつ、水稻共済の基準収量の決定に係る事務が開始される前の時期
- (2) 3の(2)に係る事項については、当該年産のは種から収穫までの生育ステージの間において統計部長が必要と認める時期
- (3) その他、統計部長が必要と認めた時期

5 現地調査の実施

委員会は、その任務の遂行に資するため、必要に応じて現地調査を行うものとする。

6 委員の任期等

- (1) 委員の任期は、2年以内とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。

水稻の作柄に関する委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

所 属	氏 名
国立大学法人岩手大学農学部農学生命課程 (作物学研究室) 教授	くろだ えいき 黒 田 栄 喜
公益財団法人中央果実協会副理事長	そめ ひであき 染 英 昭
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター東海研究拠点 情報利用研究領域主任研究員	なかぞの こう 中 園 江
独立行政法人農業環境技術研究所大気環境研究領域 上席研究員	はせがわ としひろ 長谷川 利 弘
国立大学法人東京農工大学大学院 農学研究院教授	ひらさわ ただし 平 澤 正
気象庁地球環境・海洋部気候情報課予報官	ふじ かわ のりひさ 藤 川 典 久
国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科 附属生態調和農学機構准教授	やまざし じゅんこ 山 岸 順 子